

施設機械設備等積算関係参考資料読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>施設機械設備等積算関係参考資料の制定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 26 年 9 月 11 日事調第 587 号 農政部長から各（総合）振興局あて〕</p> <p style="text-align: center;">一部改正 令和 6 年（2024 年）10 月 18 日事調第 773 号</p> <p>図書表紙 図書名称：北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料</p> <p>制定通知文 本通知文「施設機械設備等積算関係参考資料」の制定について（平成 26 年 9 月 11 日付け事調第 587 号）を適用。</p> <p>【削除】 【削除】</p> <p>第 1 章 電気通信設備工事（参考資料）</p> <p>第 1 一般共通</p> <p>1 適用範囲 【略】</p> <p>2 製作工事価格</p> <p>2-1 機器単体費</p> <p>1) 機器と材料等の定義 【略】</p> <p>2) 機器費</p> <p>(1) 機器の単価決定については、次によるものとする。 イ～ハ 【略】</p> <p>3) 鋼構造製作物</p> <p>鋼構造製作物（屋外機構（ストラクチャー）、各種支持構造物、通信鉄塔、配線ピット蓋等）の単価は、当該製作物の原価計算による積上げ単価又はメーカから見積りを徴集し、<u>内容を検討し</u>単価決定する。</p> <p>4) 機器と材料の区分 【略】</p> <p>3 据付工事価格</p> <p>3-1 直接工事費</p> <p>1) 輸送費 【略】 【輸送費算定表 省略】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定において、「x」は、「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>想定輸送距離の算定にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする</u>。また、輸送費（円）は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が【削除】離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>2) 労務費</p> <p>(1) システム・インテグレーションの取扱い</p> <p>I P ネットワーク機器の設定に要する作業に係るシステム・インテグレーションに要する費用を個別に計上する場合は、他部局基準等を参考に見積を徴収するなどし、適切に計上するものとする。</p> <p>3) 直接経費 【略】</p> <p>3-2 技術者間接費</p> <p>1) 技術者間接費の対象歩掛は、「施設機械標準歩掛」の調整で区分している歩掛を対象とする。</p> <p>2)～3) 【略】</p>	<p>土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2138 号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて〕</p> <p style="text-align: center;">一部改正 令和 6 年 3 月 28 日 農振第 3162 号</p> <p>図書表紙 図書名称：農林水産省 土地改良工事積算参考資料（施設機械）</p> <p>制定通知文 「土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2138 号農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて最終改正令和 6 年 3 月 28 日 農振第 3162 号）」</p> <p>第 1 章 鋼橋製作架設工事（参考資料） 【略】</p> <p>第 2 章 電気通信設備工事（参考資料）</p> <p>第 1 一般共通</p> <p>1 適用範囲 【略】</p> <p>2 製作工事価格</p> <p>2-1 機器単体費</p> <p>1) 機器と材料等の定義 【略】</p> <p>2) 機器費</p> <p>(1) 機器の価格決定については、次によるものとする。 イ～ハ 【略】</p> <p>3) 鋼構造製作物</p> <p>鋼構造製作物（屋外機構（ストラクチャー）、各種支持構造物、通信鉄塔、配線ピット蓋等）の単価は、当該製作物の原価計算による積上げ単価又はメーカから見積りを徴集し、<u>【追加】</u>単価決定する。</p> <p>4) 機器と材料の区分 【略】</p> <p>3 据付工事価格</p> <p>3-1 直接工事費</p> <p>1) 輸送費 【略】 【輸送費算定表 省略】</p> <p>(注) 1 輸送費（円）の算定において、「x」は、「x の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離（km）とする。なお、<u>【追加】</u> 輸送費（円）は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>2) 労務費</p> <p>(1) システム・インテグレーションの取扱い</p> <p>I P ネットワーク機器の設定に要する作業に係るシステム・インテグレーションに要する費用を個別に計上する場合は、他省庁基準等を参考に見積を徴収するなどし、適切に計上するものとする。</p> <p>3) 直接経費 【略】</p> <p>3-2 技術者間接費</p> <p>1) 技術者間接費の対象歩掛は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）第 9 章電気通信設備の調整で区分している歩掛を対象とする。</p> <p>2)～3) 【略】</p>	<p>※読替対照表の変更箇所は朱書で記載</p> <p>二部改正通知の文書変更</p>

施設機械設備等積算関係参考資料読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>3－3 その他</p> <p>1) 月標準作業日数 【 略 】</p> <p>2) 支給品費の取扱い 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象金額中の<u>支給品費</u>には当該業者で工場製作された機器価格は、原則として含めない。</p> <p>3) 産業廃棄物の処分費等の取扱い 産業廃棄物の処分費等は「<u>土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について（平成17年9月29日事調第589号）</u>」による。</p>	<p>3－3 その他</p> <p>1) 月標準作業日数 【 略 】</p> <p>2) 官給品費の取扱い 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象金額中の<u>官給品費</u>には当該業者で工場製作された機器価格は、原則として含めない。</p> <p>3) 産業廃棄物の処分費等の取扱い 産業廃棄物の処分費等は「<u>土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成13年3月22日12農振第1686号農村振興局整備部長通知）</u>」による。</p>	
第2 電気通信設備工事標準歩掛	第2 電気通信設備工事標準歩掛	
<p>1 一般共通 【 略 】</p> <p>2 共通設備工</p> <p>2－1 配管・配線工</p> <p>1) 配管工 (1) ~ (2) 【 略 】 (3) 材料の数量算出 材料費は、据付（工事）に必要な材料の費用であり、電線、電線管及びケーブル類の所要数量の算出は、「<u>工事数量算出要領（案）（施設機械設備等）</u>」第1章 適用範囲及び共通事項 1－4 鋼材、塗装、配管・配線の数量計算の取扱い 1－4－3 配管・配線の数量計算に基づき、原則として必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上することとする。 (4) ~ (5) 【 略 】</p> <p>2) 配線工～3) 配線器具設置工 【 略 】</p> <p>4) 引込柱及び通信線柱設置工 (1) ~ (2) 【 略 】 (3) ステープルによる支線取付の歩掛には、床掘、埋戻しも含む。</p> <p>2－2 ハンドホール据付 【 略 】</p> <p>3 受変電設備工 【 略 】</p> <p>4 電気設備工 【 略 】</p> <p>5 通信設備工（水管管理設備工） 1) 水管理設備の各装置の据付・調整・総合調整の類似装置の適用歩掛けは、下表のとおりとする。 【 表省略 】 (注) 1. 【 略 】 2. 適用歩掛けは、<u>施設機械設備等標準歩掛け「第9章5 通信設備工（水管管理設備工）」</u>の各該当項を示す。 3. ~ 5. 【 略 】 2) ~ 5) 【 略 】</p> <p>6 既設機器と新設機器を並行運用する際の仮移設歩掛け等の取扱い 【 略 】</p>	<p>1 一般共通 【 略 】</p> <p>2 共通設備工</p> <p>2－1 配管・配線工</p> <p>1) 配管工 (1) ~ (2) 【 略 】 (3) 材料の数量算出 材料費は、据付（工事）に必要な材料の費用であり、電線、電線管及びケーブル類の所要数量の算出は、「<u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u>」第1章 適用範囲及び共通事項 1－4 鋼材、塗装、配管・配線の数量計算の取扱い 1－4－3 配管・配線の数量計算に基づき、原則として必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上することとする。 (4) ~ (5) 【 略 】</p> <p>2) 配線工～3) 配線器具設置工 【 略 】</p> <p>4) 引込柱及び通信線柱設置工 (1) ~ (2) 【 略 】 (3) ステープルによる支線取付の歩掛けには、掘削、埋戻しも含む。</p> <p>2－2 ハンドホール据付 【 略 】</p> <p>3 受変電設備工 【 略 】</p> <p>4 電気設備工 【 略 】</p> <p>5 通信設備工（水管管理設備工） 1) 水管理設備の各装置の据付・調整・総合調整の類似装置の適用歩掛けは、下表のとおりとする。 【 表省略 】 (注) 1. 【 略 】 2. 適用歩掛けは、<u>電気通信設備積算基準標準歩掛け</u>の各該当項を示す。 3. ~ 5. 【 略 】 2) ~ 5) 【 略 】</p> <p>6 既設機器と新設機器を並行運用する際の仮移設歩掛け等の取扱い 【 略 】</p>	
第3章 質疑応答	第3章 質疑応答	
<p>第1 共 通</p> <p>1－1 (積算基準) 【 略 】 各施設機械設備の標準歩掛け範囲に含まれない電気設備据付工事の歩掛けは、<u>施設機械設備等標準歩掛け</u>（以下「標準歩掛け」という）第9章 電気通信設備を準用し、諸経費等は、主たる機械設備工事の価格構成を適用する。</p> <p>1－2 (工数の適用) 「<u>施設機械設備等標準歩掛け</u>」の適用範囲外となる場合の積算方法について示されたい。 【 略 】</p> <p>1－3 (鋼製付属設備) ~ 1－17 (月標準作業日数) 【 略 】</p> <p>第2 用排水ポンプ設備 【 略 】</p>	<p>第1 共 通</p> <p>1－1 (積算基準) 【 略 】 各施設機械設備の標準歩掛け範囲に含まれない電気設備据付工事の歩掛けは、<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛け（施設機械）</u>（以下「標準歩掛け」という）第9章 電気通信設備を準用し、諸経費等は、主たる機械設備工事の価格構成を適用する。</p> <p>1－2 (工数の適用) 「<u>土地改良事業等請負工事標準歩掛け（施設機械）</u>」の適用範囲外となる場合の積算方法について示されたい。 【 略 】</p> <p>1－3 (鋼製付属設備) ~ 1－17 (月標準作業日数) 【 略 】</p> <p>第2 用排水ポンプ設備 【 略 】</p>	

施設機械設備等積算関係参考資料読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>第3 水門設備 【 略 】</p> <p>【 削除 】</p> <p>第4 電気通信設備</p> <p>4-1 (積算体系) 【 略 】</p> <p>発注者仕様に基づき個別製作するものは、機器単体費として計上するが、施工業者が製造業者、問屋、電材店等から調達（購入）するものは、直接工事費の材料費として計上する。</p> <p>なお、標準的な機器の据付架台等の設置に要する労務費は、機器本体の据付歩掛に含まれるので、別途計上する必要はない。</p> <p>*機器と材料等の定義・区分は、<u>施設機械設備等積算関係参考資料 第2章 電気通信設備工事（参考資料）</u> 第1一般共通 2 製作工事価格 2-1 機器単体費を参照。</p> <p>4-2 (契約保証費) 【 略 】</p>	<p>第3 水門設備 【 略 】</p> <p>第4 鋼橋 【 略 】</p> <p>第5 電気通信設備</p> <p>5-1 (積算体系) 【 略 】</p> <p>発注者仕様に基づき個別製作するものは、機器単体費として計上するが、施工業者が製造業者、問屋、電材店等から調達（購入）するものは、直接工事費の材料費として計上する。</p> <p>なお、標準的な機器の据付架台等の設置に要する労務費は、機器本体の据付歩掛に含まれるので、別途計上する必要はない。</p> <p>*機器と材料等の定義・区分は、<u>土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械） 第2章 電気通信設備工事（参考資料）</u> 第1 一般共通 2 製作工事価格 2-1 機器単体費を参照</p> <p>5-2 (契約保証費) 【 略 】</p>	